

# クラブ・アルビトロメンバー規程

平成18年11月25日

## 第一章 総則

### 第1条（目的）

当規程は、当クラブの活動・交流・組織等に関する基準を設け、健全に活動できることを目的として定めるものである。

### 第2条（名称）

当クラブは「AZR60・65 NOAH VOXY OWNER'S CLUB ARBITRO」と称する。  
略称を「CLUB ARBITRO」、「Club Arbitoro」、「クラブ・アルビトロ」とする。

### 第3条（定義）

この規程において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

1. 「幹部会」 当規程第8条に該当する幹部役員で構成される組織をいう。
2. 「メンバー」 当規程第14条の各号を満たす者をいう。
3. 「定例オフ」 毎月1回開催するオフラインミーティングをいう。
4. 「結成記念オフ」 毎年11月25日またはその前後に開催するオフラインミーティングをいう。
5. 「イベント」 当クラブ主催のBBQ、家族オフ、忘年会、新年会、撮影会等をいう。
6. 「その他オフ」 メンバー同士、他クラブ主催のオフラインミーティング等をいう。
7. 「オンライン」 当クラブホームページ[交流掲示板][メンバー連絡掲示板]での活動をいう。

### 第4条（活動）

当クラブは、トヨタ自動車株式会社製 AZR60・65 NOAH VOXY を通じ、オンライン及びオフラインにて、メンバー及び他クラブ等と情報を取り交わし、親睦を深める活動を行う。

### 第5条（本部）

当クラブは、本部を埼玉県さいたま市（活動拠点）に置く。

### 第6条（規程の効力）

当規程は、当規程第8条に該当する幹部役員ならびに当規程第14条の各号を満たすメンバーに対してのみ効力を発する。

### 第7条（疑義の解釈・裁定）

当規程の解釈に疑義が生じた場合は、当規定第8条に該当する幹部役員に申し出し、定例オフの場にて裁定する。

# クラブ・アルビトロメンバー規程

## 第二章 組織

### 第8条（幹部役員）

当クラブは、活動・交流の要となる組織として、以下の各号の役職を設ける。

1. 幹部代表 1名
2. 幹部副代表 1名
3. 幹部役員 4名

### 第9条（幹部会の開催）

前条各役員が必要に応じて招集できるものとする。

但し、幹部役員 2/3 以上の出席がない場合、幹部会として成立しないものとする。

### 第10条（幹部会の議決）

出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹部代表が決するものとする。

### 第11条（幹部役員の任期）

特に定めないものとする。

但し、幹部役員 2/3 以上またはメンバー過半数の不信任決議により、解任されるものとする。

### 第12条（幹部代表の権限）

当クラブの活動・交流・組織等の全般に渡り、主導権ならびに決定権を持つものとする。

但し、問題の早期対処等を除いては、当規程第8条に該当する幹部役員との協議を必要とする。

### 第13条（幹部役員の任命）

当規程第8条の幹部役員の任命は、以下の各号のとおりとする。

1. 幹部代表 前任の幹部代表の指名により決定するものとする。
2. 幹部副代表 幹部代表の指名により、幹部会の議決を経て決定するものとする。
3. 幹部役員 幹部代表の指名により、幹部会の議決を経て決定するものとする。

# クラブ・アルビトロメンバー規程

## 第三章 入会・退会

### 第14条（入会の条件）

当クラブにおける入会の条件は、以下の各号のとおりとする。

1. トヨタ自動車株式会社製 AZR60・65 NOAH VOXYを所有する者。
2. 社会人としての常識、マナー・ルールを守れる者。
3. 毎月1回の定例オフ、年1回の結成記念オフに参加できる者。
4. 当クラブホームページ[交流掲示板][メンバー連絡掲示板]にて滞りなく連絡のつく者。
5. 当規程第15条の入会の申し出をした者。
6. 当規程第16条の体験入会を終了した者。
7. 当規程第17条のメンバー登録を完了した者。
8. 当規程に同意し、かつ守れる者。

但し、項番(3)(4)については、諸般の事情を考慮するものとする。

### 第15条（入会の申し出）

当クラブへの入会を希望する者は、当クラブホームページに設置されているフォームにて、その旨の申し出を行うものとする。

### 第16条（体験入会）

前条の入会の申し出後、定例オフ3回の参加を体験入会とする。

但し、事前に定例オフ・結成記念オフ・イベント・その他オフ等で交流があり、幹部役員2/3以上の承認がある場合には、この限りではないものとする。

### 第17条（メンバー登録）

前条の体験入会終了後、幹部役員2/3以上が当規程第14条に基づきメンバーとして承認する場合には、入会申込書を手渡し、その提出をもってメンバーして登録するものとする。

### 第18条（入会の拒否）

前条の体験入会終了後、本人の意思に関わらず、以下の各号に該当する場合には、当クラブは入会を拒否できるものとする。

1. 当規程第14条に該当しない者。
2. 団体行動の輪を乱すなどの仲間意識が無いと判断できる者。
3. マルチ商法等で利益追求を目的にしていると判断できる者。
4. 宗教等の勧誘、物品販売を目的にしていると判断できる者。

### 第19条（退会）

当クラブにおける退会条件は、以下の各号のとおりとする。

1. 退会を希望する30日前までに幹部役員に申し出し、承認を得る。
2. 退会をする旨を定例オフにてメンバーに報告する。
3. 前項(2)までに、当クラブのステッカー・プレートを車から撤去する。
4. 前項(2)までに、メンバー名簿を幹部会に返納する。

但し、項番(1)(2)については、諸般の事情を考慮するものとする。

# クラブ・アルビトロメンバー規程

## 第四章 運営

### 第20条（会費）

入会費、年会費等は設けないものとする。

但し、オンラインで必要となる通信費等は、各自の負担とする。

### 第21条（参加費）

イベントに参加する際に参加費が必要な場合は、各自の負担とする。

### 第22条（交通費・飲食費）

定例オフ・結成記念オフ・イベント・その他オフ等に参加する際に発生する燃料代・高速道路代・飲食代等は、各自の負担とする。

### 第23条（クラブグッズ）

当クラブのグッズについては、当規程第17条のメンバー登録がされている者に限り、各自の負担にて購入することができるものとする。

但し、購入したグッズについては、メンバー・メンバーの家族を除く者への譲渡・転売等の行為を一切禁止するものとする。

### 第24条（慶弔）

当クラブとして、慶弔見舞金は出さない。

但し、メンバーが個人的に慶弔見舞金を出すことについては、何ら妨げないものとする。

## 第五章 訓告・除名

### 第25条（訓告）

当クラブ活動において、メンバー・他クラブ・一般人に迷惑を掛けるなどの不愉快な思いをさせた場合や幹部役員の指示ならびに当規程に反する発言・行動を行ったメンバーに対し、幹部会は口頭にて注意を行う。

### 第26条（参加停止）

当クラブ活動において、前条を凌駕する事態を発生させた場合や口頭注意の効果が得られない場合には、幹部会は当人の反省ならびに事態収拾と判断できる迄、当クラブ活動への参加を認めない。

### 第27条（除名）

当クラブ活動において、当規程第25条ならびに前条を凌駕する事態を発生させた場合、幹部会は当人の反省の有無に関わらず、参加停止の処分を経ずに即刻除名とすることができるものとする。

# クラブ・アルビトロメンバー規程

## 第六章 活動規程

### 第28条（定例オフ）

当クラブでは、毎月1回、開催する。基本的に第3金曜日19：30~とするが、詳細については、当クラブホームページ[メンバー連絡掲示板]にて告知するものとする。

但し、当規程第14条にあるように、定例オフは当クラブの主たる活動である為、メンバーには参加する義務があるものとする。

### 第29条（結成記念オフ）

当クラブでは、毎年11月25日またはその前後に結成記念オフを開催する。詳細については、当クラブホームページ[メンバー連絡掲示板]にて告知するものとする。

但し、当規程第14条にあるように、定例オフは当クラブの主たる活動である為、メンバーには参加する義務があるものとする。

### 第30条（イベント）

当クラブでは、年に数回、BBQ・家族オフ・忘年会・新年会等を開催する。詳細については、当クラブホームページ[メンバー連絡掲示板]にて告知するものとする。

なお、参加/不参加については、メンバー各自の自由とする。

### 第31条（その他オフ）

当クラブでは、メンバー同士でのオフ会・他クラブのメンバーとのオフ会・他クラブ主催のオフ会等への参加を積極的に行う。詳細については、当クラブホームページ[メンバー連絡掲示板]にて告知するものとする。

なお、参加/不参加については、メンバー各自の自由とする。

### 第32条（参加表明）

当規程第28条、同29条、同30条、同31条について、当クラブホームページ[メンバー連絡掲示板]に告知がなされた場合には、メンバーは必ず期日までに参加/不参加等の表明をする義務があるものとする。

### 第33条（法令遵守）

クラブ活動中の如何を問わず、法令を遵守すること。また、当クラブのメンバーとしてのみならず、社会人としての常識・マナー・ルールを守ること。

### 第34条（カスタマイズ）

当クラブでは、カスタマイズについて、基本的に感知はしないものとする。

但し、カスタマイズに起因する問題・トラブル・事故等については、当クラブでは何ら責任を負わないものとする。

# クラブ・アルビトロメンバー規程

## 第35条（著作物の使用）

当クラブの名称（略称を含む）や当クラブホームページに掲載されている画像・イラスト等を使用して、オリジナルグッズを作成する場合には、事前に幹部役員の了承を得るものとする。

## 第36条（事故届け）

クラブ活動中の如何に関わらず、速やかに幹部役員に報告すること。  
但し、当クラブでは当事者・被害者に対し何ら責任を負わないものとする。

## 第37条（変更届け）

当規程第17条の入会申込書に記載した個人情報に変更が生じた場合には、速やかに幹部役員に報告すること。

## 第38条（交流表明）

メンバー同士の交流については、特に定めのないものとする。  
但し、他クラブのメンバーとのオフ会・他クラブ主催のオフ会等への参加については、当クラブ側の幹事となる者が、事前に当クラブホームページ [ 交流掲示板 ] にて、その旨を表明すること。

## 第39条（機密事項）

当クラブで知り得た情報、個人情報は如何なる理由があろうとも第三者に漏洩してはならないものとする。

## 第40条（インターネット環境）

当クラブでは、インターネット環境での活動について、基本的に感知はしないものとする。  
但し、当クラブ・メンバー・他クラブ等を誹謗中傷する内容や当規程に反する内容の書き込みをしてはならないものとする。

## 第41条（規程の改正）

当クラブ規程については、幹部役員 2/3 以上の承認があれば改正できるものとする。  
なお、承認を経て改正された条文については、その時をもって効力を発するものとする。